

〔『法学新報』第33巻5 (377)号 大正12年5月5日〕

○弁護士試験登第者諸氏に与ふ

本稿は大正十二年四月四日裁判所構内に於て挙行せられたる大正十一年度第二次弁護士試験及第証書授与式に於ける横田委員長の訓示に係る。其の題名の如きは編者の恣に附せるもの深く博士の諒恕を請ふ(編者識)

法学博士 横田 秀雄

本日大正十一年度第二次の弁護士試験及第証書授与式を行ふに際し、私委員長として一言諸君に申述べたいと思ひます。諸君は多年法律学の研究に従事せられ螢雪の功成りて今回の試験に合格し、只今及第証書を受領せられて茲に弁護士の栄冠を贏ち得られましたは、誠に慶賀すべき事でありまして、私は委員長として諸君と此悦を分つことを得まするを最も光榮とし又最も欣幸とする所であります。

抑も今回の試験は我国に於ける弁護士試験史に於て特筆大書して永く記録に留むべき一大試験であつたのであります。旧制度の下に於て行はる、最後の試験として受験者四千の運命に重大なる關係を有し其安危浮沈の繫る所であつて其の死活の岐る、所の重要な試験であつたのであります。受験者の大多数は若し此試験に不覺を取るに於ては更に再び弁護士試験に応ず

るの機会を失ひ、弁護士たらんとする其の多年の志望を擲たざるを得ざるの悲境に陥るのであります。此試験に於て委員長たるの命を受けましたる私は、先づ以て私の任務の極めて重大にして且甚だ困難なるを感じざるを得なかつたのであります。若し此最後の試験に於ける審査が峻厳にして、毫も仮借する所なきに於ては僅かに少数の合格者を出すに過ぎずして是れを以て国家に有用なる幾多の人材を葬り去り多年弁護士試験に志し悪戦苦闘を重ね早晩合格の望ある特志の受験者をして絶望の淵に沈淪せしむるの悲惨なる結果を生ずるのであります。我々は固より受験者の此危殆なる境遇を知る者でありますから、我々委員の同情は期せずして受験者の上に集中せられたのであります。然し乍ら、我々が単に此一片の同情心のみを驅られて試験の審査を忽かにしますときは、啻に国家試験の權威を損ずるのみならず及第の価値榮譽を削減し弁護士の品位を汚すの危険があるのであります。茲に於て我々は如何にして受験者の利害と、委員としての我々職責とを調和すべきやの極めて微妙なる難問に逢着したのであります。我々は一大決心を以て之に臨み最善の努力を為し此難境に処して過なきを期したのであります。して心私かに試験の成績如何を憂慮し其の不結果に終らんことを懼れて居つたのであります。然るに前きには筆記試験に際し心血を濺いで答案を起草し、後には口述試験に於て細心の注意を以て推問に应答せられたる諸君の健闘努力と、委員諸君の同情ある而も慎重にして苟くもせざる審査とは相俟て意外の好結果を齎らし、弁護士試験としても亦国家試験としても実に空前

にして恐らくは絶後なるべき大数の合格者を得るに至り、曾て一度は其前途の多難多艱にして波瀾を生ずべきことを予想せられ其成立をすらも危ぶまれたる此最後の試験―私が身命を賭したる此試験も無事円満に終了し今日歡喜と光明と希望とに充ちたる此式場に於て親しく諸君と相見ゆることを得たるは私の欣喜措く能はざる所でありまして、私の此喜びは到底言語を以ては言ひ盡はし得ないのであります、是れ全く諸君は勿論我々委員其多此試験に干与したる人々が誠心誠意各々其事に当りたるの致す所なりと信ずるのであります、私は今より筆記試験の行はれましたる当時の事を追想して無量の感慨に打たれ、唯だ諸君と共に我々の幸運を祝するの外はないのであります。

諸君世には必要にして充分なりと申す語があるのであります、此語は此危機一髪の際に於て首尾好く難関を突破し、一挙して宿生の志望を貫徹せられましたる諸君現在の境遇を評するに最も適切なりと思惟するのであります、男兒たる者の本懐は実に之れに過ぎないのであります。諸君は必ずや大に満足せられたであらうと信ずるのであります、諸君は之に因て大に自信の念を強め更に大に社会に活躍する勇氣転た旺盛なるを感ぜられたであらうと信ずるのであります、蓋し諸君の前途には尚ほより以上の成功と、尚ほより多くの幸福とが諸君を待ちつ、あるのであります、諸君今回の成功は諸君の全生涯を通じて最も喜ばしき出来事の一として永く諸君の記念に存すべきは私の信じて疑はない所であります、而して是れ唯だ諸君一人の喜にあらずして幾百千万人の喜であります。多年一日の如く諸君

の成功を祚念し、直接又は間接に精神的又は物質的に、諸君を援助し一日千秋の思を以て諸君の今日あるを期待せられたる諸君の父母、妻子、兄弟、先輩、知友其他諸君背後の人々が此吉報に接して如何に安堵の思を為し、又如何に会心の笑を洩されたるやを想像しまするときは此試験に於ける我々の苦心努力が大に酬ひられて余りあるを感ずるのであります、私は衷心より祝意を表せざるを得ないのであります。

然しながら諸君喜の裏面に悲あるは人世に免かる能はざるの恨事であります。私は諸君の成功を祝すると同時に、此試験に於て不合格の非運に遭遇したる人々の不幸を申するのであります、而して是等の人々の中には相当の実力を有するに拘はらず、時利あらずして一敗地に塗れたる人があるのであります。又私は此落後が生じたる極めて幾多の実例をも知つて居るのであります、試験委員たる者の苦痛悲哀を痛切に感ずるのであります。就中落後者中には多年諸君と行動を一にし、研究を共にし、相率ひて試験場裏に出入したる諸君の親友にして今や空しく諸君の幸運を羨み、諸君の成功の華やかなるに替へ、自己の境遇の悲惨なるを嘆ずるも亦少なくないのであります。私は諸君と共に是等の人々の為に大に同情の涙を濺ぎたいと思うのであります。然しながら是等の人々の為此度受験資格の留保に関する法律案が衆議院に提出せられたのであります、此議案が両院を通過するは疑ないのでありますから、是等の人々も亦九死に一生を得て其前途に一道の光明を認むること、なりましたるは、大に慶すべきことであります、私は諸君と共に其前

途の多幸ならんことを祈るのであります。

私は諸君の成功を祝したる後茲に改めて諸君の注意を喚起し、諸君の反省を促し、且諸君に対する私の希望を述べ度いと思ひます、今次の試験に於て志願者の総数が四千を突破しまするや世人は早く既に合格者の多数に上るべきことを予想し、之を喜ばざるの色があつたのでして、我々委員が如何なる行動に出づるやを注視して居つたのであります。其後筆記試験の成績が発表せられ、合格者が一千名以上に達しましたるときは、此数は世人をして一驚を喫せしめたのでありまして、之に対しては種々なる非難があつたのであります。試験委員は何の必要あつて斯くの如き多数の人々を合格せしめたるや、其意の在る所を解するに苦しむと謂ひ。是れ弁護士之粗製濫造にして弁護士を侮辱するものなりと謂ひ、試験委員は宜しく口述試験を厳にして筆記試験及第者に一大斧鉞を加へ、及第者の数を制限し之を五百名に止むべし。之を三百名以内とすべし。又は之を二百名以上に上らしむべからず。と絶叫する者があつたのであります。又之れと反対に試験委員が四千名の受験者中僅かに一千名を合格せしめて残余の三千名を葬り去りたるは救済の方法を過りたるものなりとして、我々の責任を云々した者もあつたのであります、然しながら我々は深く信ずる所があつたのでありまして、是等の世評に耳を傾くることなく我々の執りたる行動の是非は之を天下後世の批判に委ねること、して我々の所信を断行したのであります。今や諸君は一部の人より羨望嫉視せらるゝと同時に諸君の実力に関して疑惑の念を懐く者が決して少

なくないのであります、又私は特に諸君の注意を喚起し、諸君の警戒を促すの義務ありと信ずるのであります、我々が罪を國家に獲。信を天下に失ふや、若くは天下國家が我々の行動を是認し、我々の責任を解除し、我々が却て先見の明を誇ることを得るやは一に諸君の将来如何に繋るのであります、私は諸君は必ずや大正十一年度第二次の試験に於て合格したる者は何れも皆な弁護士として堪能にして、其實力に於て、従前の合格者に比し毫も遜色なきのみならず、却て之に優るものなることを事實の上に評明せらるべきことを信ずるのでありまして、是れが亦諸君に対する私の最も切なる希望であるのであります。若し諸君が此試験に於て大に苦慮したる我々の心事を諒とせらるゝならば、諸君は必ずや私の此希望を容れらるゝに吝ならずして我の此期待が裏切らるゝが如きことは万々之れなかるべきことを信じたのであります。故に私は此際に於て諸君の新たな奮闘努力を乞ひ、諸君が更に大に勇氣を鼓舞し、熱心と誠意とを以て法律学の研究、実務の修習に従事せられ充分に實力を發揮し弁護士として大に名声を博せられんことを望むと同時に、将来我國に於ける知名の弁護士は多数の合格者を網羅したる諸君の中心より輩出すべきことを疑はないのであります。

弁護士の職務は判検事の職務と等しく國家に於て最も重要にして、且最も名譽ある職務の一であります。此任に當る所の弁護士が其職務を遂行するに必要な學識経験を有せざるべからざるは、勿論其人格に於ても亦大に衆に優るものがなくてはならぬのであります。就中弁護士は真に其職務の性質を知り能く

其責任を解し、自重して敢て自から悔ることなく其品位を保つて以て其第一義とせねばならぬのであります。由来弁護士は職務紀律の之を拘束するものなく独立独歩でありますから、其間に於ける統一、節制、秩序は弁護士各員の人格と其職務上の責任觀念より来る自制、自重、自治の精神に俟つに非ざれば到底之を維持することが出来ないのであります。久しき以前より弁護士の数が増加するに従ひ弁護士間の秩序の維持が漸く困難を加へ来り、此色彩は年と共に益々濃厚となりつゝあるのであります。是れ識者の大に憂慮する所でありまして如何にして弁護士社会の秩序を維持すべきやは既に刻下に置ける一大問題となつて居るのであります。今次の試験に於て世間が合格者の多数に上ることを欲せざるは弁護士の激増は此秩序に害ありと思惟するが為めであります。大正十一年度第二次の試験に於て合格したる諸君は此秩序の破壊者であつてはならぬのであります。寧ろ卒先^(率)して此の秩序の維持に任じ、穩健なる思想と堅実なる態度とを以て、弁護士界の廓清、刷新を図り社会に於ける其地位を向上せしむることに努力せねばならぬのであります。之れが為め諸君は常に徳性の涵養と、人格の陶冶^(治)とを念とし、苟くも人格の点に於て世間の疑惑を招き、又は操行に関して世人の指弾を受くるが如きことなからんことを切望するのであります。

終りに我国裁判制度あるより以来茲に数十年其成績必らずしも見るべきものがないのではありませんが其の進歩発達比較的に遅く未だ以て欧米先進国に対し大に誇るに足るものなきは私

の大に遺憾とする所であります其原因は固より一にして足らないのでありますが元来兄弟たり朋友たるべき司法官と弁護士との間に於て充分なる意思の疎通を欠き各々別天地を成し互に城壁を築きて相對持^(峙)し共同的動作が完全に行はれないことが其一因^(マ)を成すことは私の信じて疑はない所であります抑も司法官と弁護士とは司法権の運用に關しては連帶して其責に任じ、輔車互に相依るの地位に在るのであります、裁判事務の進歩發達は其共同作用に依るにあらざれば、完全を期し難いのであります。故に司法官と弁護士とが互に相敬愛し、相融和し、一致共同の精神を以て訴訟事件の準備、研究、解決に従事し以て事件の進行を円滑ならしめ裁判事務の改善進歩を図ることは刻下の急務なりと信するのであります。私は曾て大正十年十一月の法曹記事に於て司法部の革新と題して此意見を發表し、司法官諸氏の猛省を乞ふたのでありますが、私の最も信愛する諸君に対しても、亦此意見を開陳し諸君の反省を求むるのであります、諸君が卒先^(率)して此機運を促進することに努力せられ、大に我国に於ける司法事務の發達に貢献せられんことを祈るのであります。

私は茲に諸君の今回の成功を祝し、多大の期待と深甚なる同情とを以て諸君の前途を卜し諸君が更に大に弁護士として成功せらるゝの日の来るを樂むものであります。